

## 令和5年第2回定例会議事日程（第2号）

令和5年6月9日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第31号 吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第32号 吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第33号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第34号 令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第35号 令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 議案第37号 農業委員会委員の任命について
- 日程第9 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第10 報告第3号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 日程第11 報告第4号 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 日程第12 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）

令和5年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和5年6月9日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 6月9日 10時00分

応 招 議 員 1番 新保 祐介 6番 横川 清一  
 2番 丸谷 宏一 7番 是石 利彦  
 3番 角畑 正数 8番 岸本加代子  
 4番 向野 倍吉 9番 矢岡 匡  
 5番 太田 文則 10番 山本 定生

不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長	花畑 明	上下水道課長	奥家 照彦
	建設課長		建設課長	軍神 宏充
	教育長	江崎 藏	地域振興課長	鍛治 幸平
	未来まちづくり課長	和才 薫	教務課長	南 博己
	総務財政課長	奥本 仁志	建設課主幹	友田 哲也
	住民課長	石丸 順子	吉富あいあいセンター長	梅林 正典
	税務課長	岩井 保子	危機管理室長	奥本 恭子
	会計管理者	別府 真二	検査会計室長	鍛治 淳子
福祉保険課長	石丸 貴之	吉富保育園長		
子育て健康課長		吉富幼稚園長		

本会議に職務のため出席した者の職氏名 局 長 小原 弘光  
 書記 西岡 恵

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時02分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で定足数にいたしております。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、角畑議員、向野議員の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第31号 吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山本 定生君） 日程第2、議案第31号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） それでは、御説明をいたします。議案書1ページをお願いいたします。

議案第31号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、現行の子ども医療費の適用を受けることができる者は、乳幼児から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までと規定していますが、新型コロナウイルス感染症の長期化や国際情勢の不安による原油価格及び物価高騰の影響に対して、本町が推進いたします安心して子育てができるまちづくりの中で子供たちが健やかに成長できるよう、子育て世帯を応援し経済的支援をすることを目的として、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで適用対象者を拡充したいので、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文の説明を行います。議案書の2ページ、併せまして、附属資料1ページの新旧対照表をお願いいたします。

吉富町子ども医療費の支給に関する条例（平成22年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中、15歳を18歳に改める。対象者を15歳の中学生から18歳高校生に引き上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年10月1日から施行する。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して、質疑はありませんか。横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） おはようございます。

この対象者は何名になりますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えします。

新たに増えるのは約400名弱になるのではないかと、今のところ想定しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 医療費の無料化の対象者の変更というか、増で大変歓迎しております。吉富町の場合、一部負担が今もあるんですけども、そのことについては何かお考えがあれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

一部負担、初診料については、現在、残すようにしております。これにつきましては、初診料まで無償化すると、ほかのところにいろいろ確認しますが、やみくもに、もう何もなくて、ちょっとしたことでかかるということで、初診料に関しては今までどおり、現行どおり800円のやつは残すということで予定をしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第32号 吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第32号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（鍛治 幸平君） それでは、御説明いたします。議案書3ページをお願いいたします。

吉富町奨学金条例の一部を改正する条例であります。

今回の見直しは、より客観的で、申請者の状況を踏まえた審議を行うことを目的に、奨学金運営審議会委員の改正を行うものでございます。

議案書4ページ並びに附属資料2ページ、資料ナンバー1、吉富町奨学金条例新旧対照表を併せて御覧ください。

条文の改正について説明しております。

吉富町奨学金条例（昭和47年条例第124号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表の会長の項、選任の方法の欄中、「町長」を「教育長」に改め、同表、委員のほう、職名及び定数の欄中、「6人」を「19人以内」に改める。同項、選任の方法の欄中、「議会の議長、副議長及び総務文教委員長の職にある者、教育長の職にある者、中学校長並びに民生委員会の代表」を「中学校長及び民生委員、児童委員」に改める。

第6条に次の1項を加える。第3項、前項の民生委員、児童委員の職にある者のうち、当該審議会に出席する委員は審議対象となる申請者が在住する地区の担当委員とする。

第7条、第1項中、「委員」を「出席対象委員」に改める。

民生委員、児童委員は、現在、町内に18地区、1人ずつ18人おりますが、奨学金申請が、例えば、町内5地区からあった場合は、出席対象委員は、会長、副会長、中学校長、民生委員、児童委員5人の合計8人とするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の改正について、今までのことを変えるんですけれども、今までの中で、何かこう不都合があったとか、批判があったとか、そういったことがあったんでしょうか。今度、変える理由というか、契機になったことが何かあれば御報告願います。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（鍛治 幸平君） 今までの審議の中で、不都合とかそういうことがあったことはございませんが、運営審議会を進めていく中で、やっぱり、今回、町長、議員の3名の方を審議会から外すというふうな改定を行っているんですけれども、審議会を行う中で、選挙で選ばれた方というのは、なかなか審議会の中でも意見を申しづらいついとか、判断に苦慮するとか、そういう意見を頂きました。

そういった中で、教育委員会の中で、議論を重ねまして、より地元のことを知っている、地元選出の民生委員がいいのではないかと、また、民生委員というのは守秘義務を持つので、その方を選定させていただきました。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第4. 議案第33号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（山本 定生君） 日程第4、議案第33号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第2号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第5. 議案第34号 令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第5、議案第34号令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。

補正予算実施計画、収益的収入及び支出、2ページ。

予定貸借対照表、3ページ、4ページ。

補正予算明細書、収益的収入及び支出、5ページ。

給与費明細書、6ページ、7ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第6. 議案第35号 令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第6、議案第35号令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。

補正予算実施計画、収益的収入及び支出、2ページ。

予定貸借対照表、3ページ、4ページ。

補正予算明細書、収益的収入及び支出、5ページ。

給与費明細書、6ページ、7ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第7. 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山本 定生君） 日程第7、議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書8ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので同意を求める。

住所、吉富町大字幸子962番地1、氏名、木戸信一。昭和38年12月29日生まれ。令和5年6月23日をもって任期が満了する木戸信一氏を再選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により町議会の同意を求めるものでございます。

木戸氏は、現在59歳で、昭和57年4月に福岡国税局に入庁され、福岡、熊本、大阪の各国税局、神戸、行橋、小倉などの各税務所に勤務。主には、法人課税部門で事務に従事され、平成25年8月、八幡税務所特別国税調査官付上席国税調査官で国税局を退職されました。その後、平成25年11月に税理士として開業をされ、現在に至っております。長年にわたる国税局、税務所での勤務、そして、税理士としての職務経験により、地方税制について優れた見識と豊かな経験を有しており、残る2名の委員が民間の不動産業経営者と町職員OBであることから、委員構成の面からも税理士である木戸氏は、固定資産評価審査委員会委員として適任者であると考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

---

## 日程第 8. 議案第 37 号 農業委員会委員の任命について

○議長（山本 定生君） 日程第 8、議案第 37 号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 議案書の 9 ページをお願いいたします。

農業委員会委員の任命について。

令和 5 年 7 月 19 日をもって、農業委員会委員の任期が満了となるため、新たに委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

委員として提案する方々の住所、氏名、生年月日は記載のとおりです。その詳細について説明させていただきます。

まず、同法施行規則第 2 条第 2 号により、認定農業者を委員の 4 分の 1 とすることが規定されています。したがって、条例で定められた 14 名の委員の中で、4 分の 1 に当たる 4 名について、吉富町認定農業者担い手農家連絡協議会から推薦を受けた方々として、高橋初美さん、松本久則さん、山本幸雄さん、堤久英さんを、次に、法第 8 条第 7 項の農業委員の任命に当たり、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことから、福岡県農業委員会女性ネットワークより推薦を受けた 2 名、井上幸子さんと 10 ページの山本学美さんを、続いて、農業委員会は、農地等の権利移譲の許可や農地転用許可に関する意見具申等を行っており、その公平公正な判断が強く求められる組織であるため、法第 8 条第 6 項に基づき、農業分野以外の者の意見を反映させる中立委員を 1 名以上任命する必要があるとございます。そのため、吉富町商工会から、役場 OB で商工会事務局長として推薦を受けた奥田健一さんを、最後に、農地転用の審議を行う上で、地区別に水利や耕作への影響を判断する必要があることから、吉富町生産組合長会から推薦を受けた 7 名の賀部正直さん、重吉信之さん、太田実秋さん、横川信友さん、高尾賢二さん、菊啓治さん、若山清敏さんを提案するものでございます。

以上が議案の内容となります。御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。横川議員。

○議員（6 番 横川 清一君） 御質疑いたします。

人選については何も言うことはありませんが、各地区、今、農業の従事者、後継者不足、高齢化で、こういう地域ネットワークの人選というのはなかなか難しくなっております。それで、今後はどういうふう任命していくのか、条例改正も含めて何かお考えがあれば教えていただきたい

いと思います。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 先ほど議員がおっしゃったとおり、各地区、この農業委員を含めて、土地改良区そして生産組合協会、担い手に集約するということだと、高齢化が問題となっております。大変、今、農業の担い手不足、そして、役員の不足というのが問題視されております。この農業委員会等に関する法律につきましては、法律で定めがあることから、最低のこの14名というものを確保しないといけないというふうに規定されております。

そこで、各農業者が継続的に、農業が持続的にできるように、今回御議決いただきました農業の多面的支払交付金、このようなものを活用しながら、地域の農業者が継続的に、ボランティアの方も踏まえて、継続的な農業を支えるような仕組みづくりを吉富町で今後、執り行うということが必要だと思います。

集約化とそれを支える人たちが一体となって吉富町の農業を支えていく。これこそが農業の担い手をバックアップするとともに、役員になられた方もサポートする仕組みができるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

---

## 日程第9. 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（山本 定生君） 日程第9、報告第2号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書12ページをお願いいたします。

報告第2号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和4年度吉富町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本報告につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、令和5年度へ繰り越すべき事業費並びに財源が決定し、繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものです。

内容につきましては、議案書13ページを御覧ください。

まず、2款総務費1項総務管理費、地方公務員定年引上げ対応人事給与システム改修事業で、翌年度繰越額203万5,000円でございます。こちらは、昨年度条例改正を御議決いただきました地方公務員の定年引上げに係る人事給与システムの改修事業でございます。国から示された仕様書の提示時期が遅れ、プログラム開発に時間を要したことから、年度内に事業が完了しなかったため、令和5年度に繰り越したものでございます。財源は全て一般財源となっております。

次に、同じく2款総務費1項総務管理費、インボイス対応財務会計システム改修事業で、翌年度繰越額107万3,000円でございます。令和5年10月から開始されるインボイス制度に対応するための財務会計システム改修事業でございます。主に納付書等の様式の変更となりますが、国が当初予定していた制度内容を一部見直したことによります影響もあり、システム改修のプログラム開発が年度内に完了しなかったため、令和5年度に繰り越したものでございます。財源は全て一般財源となっております。

次に、8款土木費2項道路橋梁費、道路更新防災対策事業で、翌年度繰越額665万5,000円でございます。広津上地区のみちのり橋改修工事について、警察協議の結果、交通誘導員の配置など工事着手に向けた調整が必要となったことから、年度内の事業実施が困難となったため、令和5年度に繰り越したものでございます。

財源は、国庫補助金が260万2,000円、町債が170万円、一般財源が235万3,000円となっております。

最後に、8款土木費5項住宅費、町営幸子団地住戸改善等改修事業で、翌年度繰越額2,222万4,000円でございます。今年度計画をしております外壁改修工事について、确实

な補助金の確保のため、補助金の一部を令和4年度補正予算で対応してもらいたい旨の福岡県からの要請に基づきまして、事業費の一部を令和4年度補正予算にて計上し、これをそのまま令和5年度に繰り越したものでございます。

財源としましては、既収入特定財源である国庫補助金が1,000万円、残りが一般財源となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で報告説明を終わります。

---

### 日程第10．報告第3号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（山本 定生君） 日程第10、報告第3号繰越計算書について（水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、議案書14ページをお願いいたします。

報告第3号繰越計算書についてでございます。令和4年度吉富町水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、令和5年度へ繰り越すべき建設改良費及び財源が決定し、繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものでございます。

15ページをお願いいたします。繰越計算書でございます。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名は配水設備改良及び拡張事業で、予算計上額、翌年度繰越額はともに1億374万3,000円でございます。内容は、幸子浄水場送水ポンプ施設改良工事におきまして、半導体不足による電気部品等の品薄、入荷遅れにより、電気制御盤の製作が予定より遅れるため、現工事内での工事の完成が困難であるというふうに判断をいたしまして、繰越工事の扱いとしたものでございます。

現在、その電気制御盤も無事に設置され、工事は完成に向けて順調に進んでおります。

また、下水道工事に合わせて施工している、県道山内吉富線での配水管の拡張工事は、下水道工事の工期が令和5年度にまたぎ、繰越工事として施工しているため、上水道配水管工事も繰越しをしているものでございます。こちらのほうも無事に配管工事のほうは終わりました、残すは舗装工事のみというような状況になっております。

もう一点あります。県道中津豊前線、吉富中学校前の県道なんですが、佐井川橋の西側付近になります。配水管の敷設替え工事を現在進めているわけですが、これは令和4年度末に本管の漏水を発見をし、すぐに修繕工事を行いました。その際、その先の水道管が極端に腐食、摩耗しておるといようなものを現地の方で確認をいたしました。その状況から、これは修理を急ぐ必

要があるというふうに判断をいたしまして、新年度を待たずに早急に工事を計画し、傷んでいる水道管の敷設替えを行い、安定給水を図ろうとしているものでございます。

財源の内訳といたしましては、国庫補助金が1,653万8,000円、企業債が8,670万円、一般財源といたしまして損益勘定留保資金から50万5,000円を充てております。

以上で報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で報告説明を終わります。

---

#### 日程第11. 報告第4号 繰越計算書について（下水道事業会計）

○議長（山本 定生君） 日程第11、報告第4号繰越計算書について（下水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、引き続き16ページをお願いいたします。

報告第4号繰越計算書についてでございます。令和4年度吉富町下水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、令和5年度へ繰り越すべき建設改良費及び財源が決定し、繰越計算書を調製いたしましたので、これを御報告するものでございます。

17ページをお願いいたします。繰越計算書でございます。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名は公共下水道事業であります。予算計上額、翌年度繰越額ともに2億4,834万6,000円でございます。内容は、令和4年度公共下水道事業、県道山内吉富線面整備管渠（第2工区）築造工事であります。推進工法と通常の開削工法で施工する規模が大きい工事のため、発注当時から令和5年度に繰り越して施工するものとして進めてまいりました。現在は、工事も順調に進捗をいたしまして、水道工事と同様、舗装工事のみを残すというような状況になっております。

財源の内訳といたしましては、企業債が1億3,540万円、国庫補助金が1億40万円、負担金等が446万9,800円、一般財源といたしまして損益勘定留保資金807万6,200円を充てております。

以上で報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で報告説明を終わります。

---

#### 日程第12. 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（山本 定生君） 日程第12、報告第5号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 議案書の18ページをお願いいたします。

報告第5号経営状況の報告について。

令和4年度吉富町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

この規定につきましては、地方公共団体が出資している土地開発公社につきまして、地方公共団体の長は、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、次の議会に提出しなければならないという規定に基づいてでございます。

続きまして、別紙の事業報告書をよろしく申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和4年度事業報告書。1、事業の概要です。公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨に基づき、町当局の当面した地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進のため協力いたしました。

2、事業の実施状況です。令和4年度は公有地の取得及び売却はございませんでした。

3、理事会の議決事項です。令和4年5月26日と令和5年3月30日の2回、理事会を開催しております。議決内容につきましては記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。役職員につきましては、令和5年3月31日現在の役職員の状況でございます。民間より5名、行政内部より7名の計12名を配置しております。

続きまして3ページです。監査の状況です。監査の日時、場所、監事名、監査項目を記載しております。

4ページ、5ページをお願いいたします。令和4年度月別資金状況です。4ページ左上の前年度からの繰越額は592万8,973円で、5ページ右下の3月末の資金の残高は584万9,131円となっています。4月の支出、一般管理費3,000円は、監査を行った民間選出監事に対する役員報酬です。5月の支出6万2,000円は、法人町民税5万円と理事会に出席いただいた民間選出役員4名分の報酬1万2,000円となっています。8月の収入129円は、定期預金利息100円と普通預金利息29円となっています。2月の収入29円は、普通預金の利息となっています。3月の支出1万5,000円については、理事会出席役員5名分の報酬となっています。

6ページをお願いいたします。6ページから7ページにわたりましては、事業管理費と一般管理費の月別の支出内容で、内容は先ほどと同様で、右下の合計8万円を支出しております。

8ページをお願いいたします。8ページ、9ページにわたりまして、予算決算対照表の収入の部でございます。9ページの左下、収入の部の合計といたしまして、予算現額593万4,000円に対しまして、収入済額は592万9,131円で、予算現額と収入済額との比較では4,869円の不足となっています。

10ページをお願いします。10ページ、11ページにわたりますは、支出の部でございます。11ページの左下、支出の部の合計といたしまして、予算現額593万4,000円に対し、支出済額は8万円で、不用額は585万4,000円となっています。

12ページをお願いいたします。損益計算書でございます。3の販売費及び一般管理費で8万円を支出しています。収入は、現在は町からの助成金を頂いておりませんので、4の事業外収益の受取利息158円のみとなっております、収入より支出のほうが多いので、その差額7万9,842円が当期純損失となります。

13ページです。貸借対照表です。令和5年3月31日現在でございます。上段の資産の部は、現金及び預金のみで1,084万9,131円となっています。負債の部はございません。下段の資本の部では、基本財産は500万円でございます。準備金は、前期繰越準備金が592万8,973円でありましたが、当期は7万9,842円の損失ですので、準備金合計は584万9,131円となります。

資本合計は、資本金と準備金の合計1,084万9,131円で、負債の部はありませんので、負債資本合計も同じく1,084万9,131円となっています。

14ページをお願いします。キャッシュ・フロー計算書でございます。令和4年度の現金収支の状況を示しています。支出合計8万円に対し、収入が158円で、4、現金及び現金同等物減少額は7万9,842円となっています。期首の現金は592万8,973円でありましたが、期末の現金は584万9,131円となっております。

15ページをお願いします。公有用地明細書です。現在、公有用地はございません。財産の部でございます。現金預金と定期預金のみで、合計1,084万9,131円となっています。

16ページをお願いいたします。監査意見書でございます。

17ページをお願いします。令和4年度分利益金処分計算書でございます。前期繰越準備金は592万8,973円でしたが、当期は損失が7万9,842円ですので、当年度末処分利益金は584万9,131円となります。処分額も同額の584万9,131円で、次期繰越準備金として処分するものでございます。

18ページ以降につきましては、令和5年度の予算書で、参考資料となっております。収入支出の予算の総額はそれぞれ585万5,000円となっております。

以上で令和4年度吉富町土地開発公社事業報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で報告説明を終わります。

---

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午前10時42分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 6月 9日

議 長

署名議員

署名議員